## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	処分の名称			給付額減額等の記載の消除
根拠条例·規則名				さいたま市介護保険条例施行規則
条項			Ę	第28条
所	管	部	課	福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話:048-829-1264)
審査基準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)		の場	以下の要件のいずれかに該当すること。  (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。  (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。  (3) その他前二号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があるとき。
	設定	等年	月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場合はその理由)			申請日より30日
	設定等年月日			平成13年5月1日設定 平成26年4月1日最終改正
	備	考		